

Title	満州里会議に関する一考察
Author(s)	アリウンサイハン, マンダフ
Citation	一橋論叢, 134(2): 111-132
Issue Date	2005-08-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/15552">http://doi.org/10.15057/15552</a>
Right	

## 満州里会議に関する一考察

### 一 はじめに

本稿の目的は、これまで殆ど注目されなかつた満州里会議の全貌に光を当て、一九三〇年代の極東外交史上の意義を明らかにすることにある。満州里会議は、モンゴル（当時）のモンゴル人民共和国）と満州との国境で発生したモ・満国境紛争の平和的な解決を目指して、一九三五年から兩國の間で断続的に行われた会議である。満州国建国以来、満州東部ではソ連軍と日満軍との間で、西北部ではモンゴル軍と日満軍との間で、それぞれ国境紛争が頻発しており、その解決の糸口が見つかからず、日ソ関係の大きな障害になつていた。同会議は、こうした状況の中で行われた国境紛争の処理交渉であつたが、結局のところ一九三七年に交

渉は決裂におわつた。

### マンダフ・アリウンサイハン

しかし、満州里会議に対する研究者の関心は希薄で、その実態に焦点を当てた歴史研究は、これまで殆ど行われてこなかつた。この会議を扱つた日本の研究として、『蒙古大観』（一九三八）、『満ソ国境紛争史』（一九三九）、『満州国史、各論』（一九七一）、『ソ連の動向（一九三三—一九三九年）』（一九六三）、『ノモンハン、元満州国外交官の証言』（一九七九）、『蒙古五〇年の夢』（一九九〇）などが挙げられる。<sup>(1)</sup>ここでは、この会議が極東史、日ソ関係史やノモンハン戦史といった各自の関心から部分的に扱われているに過ぎなかつた。モンゴルでは、一九九〇年の民主化に伴うモンゴル史の再評価が進む中で、満州里会議の三〇年代モンゴル外交史における意味に研究者の関心が高まっ

ているものの、D. ゴンボスレンの論文「モンゴル人民共和國・満州国間の国境会議」を除いて、その全体像を俯瞰した歴史研究は未だに現れていない。<sup>(2)</sup> 確かに、満州里会議がこれまで研究者の関心を触発するような重要な問題となつてこなかったことは理解できなくもない。事実、この時期の東アジア国際情勢全体に即して満州里会議を見た時、当時の極東情勢に対して殆ど影響力を持っていなかった小国モンゴルと満州国との間で行われた会議であり、交渉自体が失敗に終わったこともあって、極東における平和維持と日ソ関係の緊張緩和に寄与することはなかった。

しかしながら、満州里会議の重要性は、それがこの時期の東アジアの国際情勢にどのような影響を与えたかという問題にあるというよりは、満州里会議が極東問題をめぐる日ソ対立そして極東情勢の縮図であったという点にあると思われる。というのも、当時のモンゴルと満州国がそれぞれ日ソの圧倒的影響下にあり、交渉過程に日ソの極東政策が大きく反映していたからである。実際、ソ連・モンゴル相互援助議定書(一九三六年三月)、日・独防共協定(一九三六年一月)の成立など極東をめぐる日ソの政治動向は、満州里会議におけるモンゴルと満州国との関係に決定

的な役割を果たしていたのである。この意味で、満州里会議の研究は、ノモンハン戦前夜の極東アジアをめぐる日ソ関係の動向、またソ連の衛生国としてのみ扱われていたためにこれまで殆ど知られていなかったモンゴルの外交政策の一面について、貴重な示唆を与えるものである。

以下、本論文では、モンゴル側史料・日本側史料・旧ソ連側の満州里会議関連のアルヒーフ史料など一次資料を用いて、満州里会議開催から決裂に至るまでの交渉過程を概観し、日ソが満州里会議に一体何を期待していたのか、会議決裂の背景に日ソの関与があったのか否かを探り、この会議の政治的意味を考えることにしたい。

## 二 ハルハ廟事件をめぐるモンゴル・満州西政府の応酬

一九三五年頃から、極東ソ連軍の国境防備力の充実と、さらには、日満軍の国境警備軍の増強などにもとない、ソ連・満州国境だけでなく、モンゴル・満州国境方面の緊張が次第に高まり、国境線の各地において紛争事件が頻発するようになる。

一九三五年一月に、モンゴル東部国境にあるハルハ廟をめぐってモンゴル警備隊と満州警備軍との間に国境衝突事

件が発生した。いわゆるハルハ廟事件である。この事件はモンゴル人民共和国と満州国との間に勃発した最初の本格的な国境衝突事件として歴史に記録されている。

モンゴル側の資料には、一九三四年頃からモンゴル東部国境でモンゴル警備隊と満州国軍との間で小規模の衝突が起こっていたことが記録されている。『モンゴル人民軍五〇周年』によれば、一九三四年七月と十一月に、日滿の一〇五〇人前後の部隊が東部国境を越境侵入し国境地帯に住む住民の家畜や財産を奪略する事件が発生している<sup>(3)</sup>。

この二つの小規模な国境事件を除けば、一九三五年一月までは満州国建国以来モンゴルと満州との間に、大きな国境紛争が起こることなく、比較的平和な状態が保たれていた。

しかし、このハルハ廟事件をきっかけとして、七〇〇キロにわたるモンゴル人民共和国と満州国との国境で国境紛争が頻発した。日本側の史料によれば、一九三五年にはモ・満国境で国境事件一八件が発生し、一九三六年に入ると大規模なヘレムテ事件、アダグドラン事件、ポイル湖事件、ポルンデルス事件が起り、その規模、激烈度を増していった<sup>(4)</sup>。

ハルハ廟事件勃発の発端は、一九三五年一月八日にモンゴル軍の小部隊が国境監視所の置かれていたハルハ河東部のハルハ廟での国境の監視のためにハルハ河を越えたのを、関東軍が、モンゴル軍の不法越境、不法占領とみなして、モンゴル軍を兵力で撤退させようとしたことであった。関東軍の命令に基づいて、満軍の北警備軍は、二四日、ハルハ廟奪回のため軍事教官本田少佐、瀬尾中尉らの下に満軍部隊を出动させ、モンゴル軍と戦闘を交え、両軍の間にも数の死傷者が出た。

満州国政府は一月二六日、新バルガ旗長を通してモンゴル政府に対しハルハ廟事件に関し嚴重抗議し、「満州領」からのモンゴル軍の即時撤退を要求してきた。同日、モンゴルのゲンドウン首相は、モンゴル国境警備隊がポイル湖<sup>(5)</sup>付近で満州国に侵入し、満軍部隊に対して攻撃を仕掛けたという報道は事実と反するものとして、満州国側の要求に対して、次のような声明を發した。

モンゴル人民共和国の国境警備隊は一月二四日の昼一三時にモンゴルの国境内二キロの地点にあるハルハ廟地帯に、一七人の武装した者が満州側から越境したのを發見した。モンゴル軍

隊長のドンドフは事態を明らかにしようと、彼らに向かっていったところ彼らはドンドフを捕えようとした。ドンドフは抵抗したため重傷を負って、その場で息絶えた。ついで射ち合いとなったため、双方に損害が出た。モンゴル人民共和国は事件を調査するため、政府の要人を直ちに衝突が発生した現地に派遣することを決定した。<sup>(6)</sup>

さらに、ゲンドウンは、ハルハ廟地帯は数百年間にわたってハルハ・モンゴル人の領土に含まれていたものであり、一九二一年以来、この地帯はモンゴル領の一部として国境警備隊の監視のもとに置かれていたと、問題の地域はモンゴルの領土であることを重ねて強調した。

ソ連のタス通信は、ボイル湖付近での国境衝突にソ連軍部隊が出勤し、ソ連機が満州国のハイラル近郊の村を爆撃したという外国の報道は事実無根として、事件へのソ連軍の関与を否定する報道を発した。<sup>(7)</sup>

当時、ホロンバイル駐屯の騎兵集団長運沼蕃中将は、越境進入してきたモンゴル軍を撃退することに決し、騎兵第一四連隊長和田義雄大佐の指揮する騎兵二中隊、機関銃一中隊、騎砲一小隊、戦車一小隊に対し出勤を準備させた。

一月二七日、事態を重くみた集団の高級参謀片岡重中佐は派遣部隊行動開始直前に関東軍参謀部に「連絡をとり、軍の最後の決意を確かめ、明確に是認を得たのち部隊に出勤を命じた」<sup>(8)</sup>。

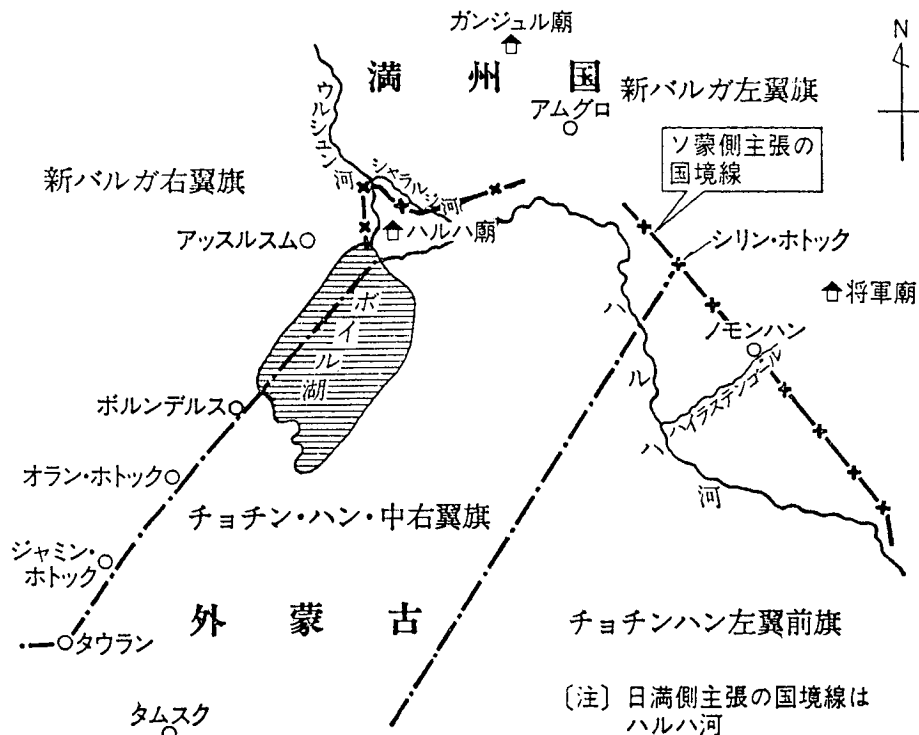
関東軍司令官の命令に基づいて出勤した関東軍部隊は、一月二八日、ハルハ廟に向かって攻撃前進したが、モンゴル軍はすでに撤退していた。部隊は問題のハルハ廟を占領し、約三週間ハルハ廟において警備を続けた上、ハイラルに帰還した。

ハルハ廟事件によって国境線に関するモンゴル、満州両国の見解がかなり食い違っていることが浮彫りになった。つまり、モンゴル側がハルハ河東方二〇キロの地点を国境線としていたのに対し、日満側はハルハ河をもって国境線と主張していることが明らかになってきた(図一)。

モンゴルと満州国間の国境における事態が紛糾すると、日本政府はモ満間、延いて日ソ間の関係に重大の影響を及ぼすことを危惧し、満州国外交部に対して国境紛争の鎮静化に努めるよう明確に指示するようになった。

まず、ハルハ廟事件と関連して、日本外務省報道官は、一九三五年一月二八日に次のような談話を発した。

図1 紛争発生地付近概要図



〔注〕日満側主張の国境線はハルハ河

防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍 I』、朝雲新聞社、1969年、321頁より作成

満州国政府は事件を現地で解決するために交渉を行うよう興安北警備軍に指示した。今回の国境衝突は満州国と外蒙古間の国境線が不明確なため発生したもので、衝突事件を未然に防ぐ一番よい方法は国境を画定することである。<sup>(9)</sup>

そして、広田弘毅外務大臣は、二月一九日、南次郎在満日本全権大使に「外蒙政府ニ対シ、満州国ヨリ嚴重抗議セシムルト共ニ国境線画定ノ為満蒙間直接商議ノ端緒ヲ得ル如ク誘導スルニ努力」すべしとの訓電を送った。

これで、満州国政府は交渉開催に向けてのモンゴル政府への働きかけに拍車が掛かり、

興安北警備軍司令官は二月一日、満州国外交部の指示に従って、モンゴル政府に対してハルハ河東部からモンゴル軍を撤退させるよう要求し、同時にハルハ廟事件の処理について交渉を行いたい旨を二通の書簡で伝えた。満州国政府の交渉を呼びかけた一通の書簡には、次のように書かれていた。

わが満州国軍は国境確定を希望する……会合を行う地点と日時について話し合って取り決めるためにやって来たので、ただちに回答されたい。我々としては当方の代表を取り決めた会合地点、日時に派遣する用意がある。国境線を正確に画定すれば、<sup>(11)</sup>国境侵犯や紛争を防げることが出来るであろう。

もう一通の書簡は、「モンゴル軍に通告する。今後ハルハ河を決して渡河してはならない。我々は戦争状態ではなく、平和な状態を維持しなければならない。もしモンゴル軍がこのことを厳守しなければ武力に頼らざるを得ず、その全責任は貴軍が負わなければならない」と威嚇し、<sup>(12)</sup>同時にモンゴル軍をハルハ河以南に撤退させ交渉の使者を派遣するよう勧告するものであった。

これに対し、モンゴルのゲンドウン首相は二月五日、当地方がモンゴルの領土であることを証明する歴史的記録があることを指摘し、日満軍のモンゴル東部国境における行動に不服を唱え、つづいて満州国側が国境確定交渉を提案していることに鑑み、平和的交渉を行う用意がある旨を満州国側に伝えた。つづいて、モンゴル側は、交渉に関するモンゴル政府の具体的な提案として、両国の代表は国境事件に対する平和的交渉をするための会合地点を「モ満兩國の件に直接関係を持たない、しかも両国に近く便利なソ連領ウエルネウジチクに指定し」、<sup>(13)</sup>またソ連代表をオブザーヴァーとして出席させることを主張した。

このように両国は、会合地、会議開始日、代表の構成などをめぐって交渉を重ねた結果、五月末に満州里で国境紛争の善後処置を目的とする会議を開くことに合意した。

### 三 満州里会議の開催と決裂に至るまでの経過

第一次満州里会議は一九三五年六月三日に満州里で開催された。モンゴル側代表は、全軍総司令官第二代理G. サンプー(主席代表)、東部第二騎兵軍団長G. ダンバー、政府閣僚D. ドクソムらの八人、満州国側は、興安北省長

凌陞（主席代表）、北警備軍司令官ウルジン少将、外交部政務司長神吉正一、軍政部顧問齊藤中佐ら一二人によって構成されていた。會議の冒頭で満州国側は国境紛争諸事件を根本的に解決するため、モ・満両国の友好関係の樹立を前提とすべきことを主張し、両国の国交樹立の方法を協議することを提案したが、モンゴル側はまず国境紛争処理から論議すべきと主張して交渉は難航した。結局、両国の代表機関の設置、国境紛争処理委員会の設立を議題として會議は続けられ、ハルハ廟事件、ハイラステンゴル事件（後述）は紛争処理委員会問題の解決後、同委員会において処理することとなった。

モンゴル側のアルヒーフ史料によると、モンゴル側代表は最初から交渉を行う上で極めて限られた権限しかもっていなかった。モンゴル側主席代表サンブーは、ハルハ廟事件解決のみの権限をもち、国境画定問題と両国間の外交関係について論議を行う権限を与えられていなかった。<sup>(14)</sup> さらに、ソ連政府の指示でモンゴル駐在ソ連全権大使タイロフから、満州里會議のモンゴル側主席代表サンブー宛に、「交渉の議題をモンゴルと満州国間の外交関係の論議にまで拡大させることはソ・モ側としては承認し難い<sup>(15)</sup>」との書

簡が送られ、モンゴル側の行動に牽制が加えられていた。

この間、六月二三日に、ハルハ河の支流であるハイラスティン河付近で、関東軍測量隊の犬飼慶測量手と彼の助手の白系ロシア人ハビロフがモンゴルの国境警備隊に逮捕されるという事件が起こった。これがハイラステンゴル事件である。

これを契機に、満州国側代表神吉、齊藤は、七月四日、モンゴル側代表主席のサンブーに対し事件再発の防止、責任者の処罰を要求し、同時に両国間に外交代表を交換し、これに通信・交通の自由を与えることを提案した。さらに神吉は、このような国境事件の即時処理のため、満州国全権代表をモンゴル国内に常駐させることは最も重要な要求であることを指摘し、もしこの要求がモンゴル政府に受け入れられなければ満側は実力行使によってタムスカ廟東方所在のモンゴル軍隊を撤退させることもありうるとの満州国政府の強硬な決意を伝えた。<sup>(16)</sup>

当時、ソ連政府は満州里會議の進展に強い関心をもっていたため、満州側のこのような強硬な要求に大きな刺激を受け、ただちに外交的手段で日本政府に圧力をかけ、満州里會議におけるモンゴル側の立場を強化しようと努めた。



ソ連の駐日大使ユレネフは、ソ連外務人民委員部の指示に従って七月六日、広田外相を訪問し、次のような満州里会議に関するソ連政府の意向を伝えた。

ソビエト政府ハ滿蒙国境事件ト滿州里會議ヲ注意シテイルモノナルカ、滿州官憲寧ロ関東軍側ハ蒙古国境ニ事件ヲ誘発シ毎々最後通牒的要求ヲナシテ之ヲ紛糾セシメ且ツ過重ノ条件ヲ強ヒントスルカ如キハ日滿軍カ「タムスクスメ」地方ノ外蒙領土ヲ占領スル為、口実ヲ作ラントセルヤニ推測セラルル処、「ソヴィエト」政府ハ自己ノ国境防衛ノ観点ヨリ外蒙領土ノ不可侵ニ付關心ヲ有スルモノニシテ日ソ關係ノ好マシカラサル紛糾ヲ招来スル日滿軍隊ノ行動ニ付甚タ憂慮スルモノナルヲ以テ、日本政府カ関東軍ニ対シ滿蒙国境ニ於ケル平和ト秩序ヲ保障スル可然(然るべき)指令ヲ与ヘラルルコトヲ信ス。<sup>(17)</sup>

これに対し広田外相は、外モンゴルと満州国との間に起こった事件に関して、ソ連大使がどのような根拠をもとに、このような申出を行なうのかと質問した。ユレネフ大使は、これに対しモンゴル人民共和国と友好関係を持っている自国政府の指示に従ってこのような申出をしていることを説

明した。広田は、ユレネフに、日本は満州国を自立国家として考えているので、モンゴルに関するソ連大使の申出を受け入れることはできないと述べ、そもそも日本とソ連が、満州国とモンゴルとの間の問題について話し合う根拠は一体どこにあるのか、我々としては理解しがたいところだと反論した。<sup>(18)</sup>

上記のソ連政府の日本政府に対する通告は、モンゴルにとっては重要な意味を持つものであった。つまり、これまで公にはモンゴルとの関係を強調することを極力避けてきたソ連が、この通告をもって初めて政治的な面でモンゴルと密接な関係を持っていることを明らかにし、日本に対してモンゴル問題は、ソ連の国益に関わる重大な問題であることを正式に伝えたのである。

日本外務省のソ連問題の専門家は、ソ連政府による、上記の通告について、次のような見解を述べている。

従来「ソ」政府ハ外蒙兵ノ日、滿人拉致事件等起リタル場合ハ外蒙ノ件ハ我不関ノ態度ヲ持ツ可成掛合ハサラントシタルコト人ノ知ルトコロナルカ前記七月六日ノ「ソ」側申出ハ背ニ腹ハ替ヘラレス「ソ」連ト外蒙トノ緊密ナル關係ヲ我方ニ対シ

直言シ来タレルモノニシテ深甚ノ注意ニ値ス<sup>(19)</sup>

一九三五年七月一三日、モンゴル代表サンブーは、満州国側代表神吉を訪問し七月四日の満州国側の要求に対するモンゴル政府の回答を伝えた。モンゴル側はハルハ廟及びハイラスティン河両事件を解決するための「混合」委員会の設置に同意したが、両国間に外交代表を交換し、それに通信・交通の自由を与える旨の満州国側の要求に対して、これは「モンゴル人民共和国の主権や独立の侵害である」として、受け入れを拒否した。モンゴル側は、終始全権代表の交換に反対したが、七月二十九日にやや譲歩して国境紛争解決だけに限って代表機関を常駐させることに同意した<sup>(20)</sup>。そして、満州国側はこの代表機関及び委員会の権限と駐在地について具体的な協議に入ることを要求したが、モンゴル側は本国政府との打ち合わせの必要があるとして一九三五年八月二十六日に満州里を引き上げ、第一次満州里會議は休会となった<sup>(21)</sup>。

第二次満州里會議は、一九三五年一〇月二日から満州里で第一次會議と同じメンバーの間で再開された<sup>(22)</sup>。一〇月四日の会談でモンゴル側が原則的に承認した国境紛争処理の

代表機関常駐問題に関する具体的な提案として、満州国側は、モンゴルではモンゴルの国境の町タムスク・スムとサンベースに地方委員を、ウランバートルに中央委員を置き、満州国では満州里、ハイラルに地方委員、新京に中央委員を常駐させることを提案した。モンゴル側はこの提案のうち、地方委員駐在には同意し、その地方委員を国境に近いタムスクと満州里のみに置くことを提案したが、中央委員の設置はその必要がないとして強硬に反対した<sup>(23)</sup>。

満州里會談における、日本側の最大の関心は後述するよううに、モンゴルにおけるソ連軍の動きに関する情報収集とソ連の対モンゴル政策の真相を把握するために、満州里會議を契機に満州国とモンゴルとの間に外交関係を樹立させ、ウランバートルに日滿の代表機関を設置することにあつた、といえる。

モンゴル側のアルヒーフ資料によれば、一〇月九日に、モンゴル側代表サンブーと神吉の間に行なわれた非公式會談で、神吉代表はサンブーに対し、モンゴル側が満州国の提案を承認しない場合には、両国の間に緊張が高まる危険があると述べて、満州国はモンゴル人民共和国を独立国家として国境問題の交渉を始めたのであるが、モンゴル人民

共和国は満州国との外交関係樹立を願っていない。このような状況では満州国はモンゴル人民共和国を独立国家として見なすことはできない。この結果として、両国の関係に重大な危険が生じるであろう。つまり満州国は両国間の問題を解決するために武力行使に頼らざるを得ないのであると強調していた。これに対しサンブーは、神吉代表のモンゴルに対する見方は矛盾している。あるときはモンゴルを独立国として認めていると話し、あるときは認めていないと述べている。事実上、「モンゴル人民共和国は革命的政権を建ててからすでに一五年もたっている。満州国は建国してから僅か三、四年しかたっていない。満州国は建国以来隣国の国境で挑発的行動をとり、国境紛争を誘発してきた。モンゴル側の希望するところは、両国間のすべての国境紛争を平和的手段で解決することにある」、これはモンゴル側が国境紛争処理委員の交換を承認したことで証明されていると述べた。<sup>(24)</sup>

神吉は満州国の外交代表をウランバートルに常駐させる問題を改めて取り上げ、満蒙親善関係の樹立を力説したが、サンブーは単にタムスク・スムと満州里にのみ代表を設置するというモンゴル側の立場に変更なしと回答した。<sup>(25)</sup>

一月二日の両国代表間の会談で、満州国代表は従来の国境紛争処理の前提として中央代表機関の交換を主張し、これに対しモンゴル側は満州国代表の首都ウランバートルでの常駐には、同意しがたいとの意向を示し、タムスク・スムにのみ満州国代表の設置を認めると主張したため、双方の見解は一致せず、第二次満州里会議は一月二五日に物別れに終わった。<sup>(26)</sup>

第三次満州里会議は一九三六年一月一日から、再び満州里で開かれた。その時の満州国側主席代表は、前回と変わり、興安北省警備司令官ウルジンが任命された。前回の満州里会議の出席代表凌陞は、一九三六年五月、満州里会議中「伝達宝秘密会議」というものを組織してモンゴルへ内通していたという容疑で関東軍憲兵に逮捕され、すでに処刑されていた。<sup>(27)</sup> また、前回の満州里会議で実質上満州国代表部を指揮した神吉の代わりに、外交部政務司長矢野征記が参加した。この凌陞銃殺事件は、関東軍が満州里会議をきっかけにモンゴル国のモンゴル人と満州国内のモンゴル人との間に親近感が生まれ、満州国内にモンゴル統一の機運が高まることを非常に警戒していたことを示すものであった。

今回のモンゴル側代表にも変更があった。外務次官サンブー(主席代表)は、一月に罹病のため帰国し、全軍総司令官第一代理ダリジャップがこれに代わった。また、検事総長M. ヤダムスレン、東部軍団軍事委員G. ルトオチル、秘書官ブルボドルジらは、會議の新しいメンバーとして代表团に加わっていた。

第三次満州里會議の中心課題は、両国の友好関係の促進、國境事件処理のための國境紛争処理委員會の設立、モンゴルと満州國間の國境画定などであった。しかし國境線に関して双方の意見は根本的に対立し、その上満州國側が満・モ間に正常の國交關係を樹立し、ウランバートルと新京に外交代表機關を交換するといった従来の要求を強く主張したため、交渉は行き詰まり、決裂の危機に瀕していた。<sup>(28)</sup>

交渉継続中の一月二五日、ベルリンで締結された「日独防共協定」は、交渉におけるモンゴル側の立場を硬化させ、交渉の決裂に拍車をかけた。この協定はモンゴルの同盟國であるソ連を仮想敵國とするものであったことから、モンゴル側は満州國側に交渉の中断を申し入れることを余儀なくされ、遂にモンゴル側代表部は急遽帰国することになり、一月二五日に第三次満州里會議も決裂した。<sup>(29)</sup>

一九三七年三月一七日、満州國外交部長張燕卿はモンゴルのアマル首相に、「満州里會議は如何なる前提条件なしで再開されるべきである……モンゴル政府は満州國との交渉を避けているが、満州國としては會議の再開を提案する<sup>(30)</sup>」といった旨の電報を送り、交渉の再開を呼びかけた。

これに対しモンゴルのアマル首相は會議再開に同意する旨を電報で伝え、こうして第四次満州里會議が、一九三七年五月二六日から、満州里で再開され、「一九九日まで二回會議が行われたが外蒙側代表サンブーが国内事情のため一時帰国することとなったため、結局何等具体的進歩を見ず一時停止」することになった。<sup>(31)</sup>しかし、國境紛争の平和的解決、代表機關の設置に向けての話し合いが、八月満州里で、モンゴル側主席代表サンブー外務次官と満州國主席代表ウルジン將軍との間で再開された。<sup>(32)</sup>

モ・満両國代表は八月二、三日に會談を開き、議事日程、討議範圍について話し合ったが、双方の意見が一致せず、交渉は難航した。

八月四日、ウランバートル駐在のソ連全權代表タイロフよりモンゴル側の出席代表サンブーに、モ満交渉の行き詰まり打開のため、交渉の進行を妨げていた外交代表の相互

設置の条項を討議からはずして、他の条項について話し合うことを助言する趣旨の書簡が届いた。<sup>(33)</sup>

そこで、八月九日と一日の会談で交渉に進展がみられ、両国の代表部は国境紛争処理の草案「国境混合委員会の役割、活動内容について」の第二、三項目の検討に取り掛かった。しかし、九月七日の会談で第三項目の内容をめぐって両側の間に新たな論議が発生した。満州国側は、混合委員会の仕事の内容を具体的に決定し、委員会の初会議をウランバートルで開催することを強く主張したが、モンゴル側は満州国側が混合委員会の設置地点をウランバートルとしている点に基本的に同意しなかった。満州国側の提案についてのモンゴル側の態度に不満を募らせていた満州国側代表矢野は、モンゴル側出席代表サンブーに対し「モンゴルは外国人の入国を承認しないとすれば、満州側としてはこれ以上国境紛争処理委員会の問題で交渉を続けることが困難である」と「最終通告」を突きつけた。<sup>(35)</sup>

第四次満州里会議においてモ・満両国は、国境確定に関する協定を結ぶことを取り決め、その各項目についての検討を行うなど双方に歩み寄りの姿勢がみられ、国境問題解決の見通しが現れていたが、一九三七年九月にはじまった

ソ連によるモンゴルの大粛清は、交渉進展に影を落とし、満州里会議は中断を余儀なくされた。<sup>(36)</sup> かくして、第四次満州里会議も挫折に終わった。その後、一月一五日にモンゴル側は、満州国へ会議再開を提議したが、満州国側は日中戦争の発生、蒙疆新政権の設立などの影響でソ・モとの関係が悪化している状況下で、会議を再開する意味はないという立場をとって、会議再開に熱意を見せなかったため、結局満州里会議は完全に中絶した。<sup>(37)</sup>

日ソ関係は、この満州里会議の決裂によって対立化の度合いを一段と深め、日ソ間の戦争の危機が現実のものとなり、やがて両国はノモンハン事件に突入していった。

#### 四 満州里会議決裂の背景

満州里会議はモンゴルと満州国との間の国境紛争の平和的な解決を目指して、モンゴルと満州との間に行われたものであった。Ⅲで述べてきたように、満州里会議はさまざまな障害を乗り越えながら、モ・満間に一九三五年六月から一九三七年九月にかけて数回にわたって開かれたが、何ら進展をみることなく物別れに終わっている。

モンゴルの研究者の間では、もし満州里会議が続いたな

ら、ノモンハン事件が回避され、モンゴルに対する日ソの圧力を解除することが出来たのではないか、という見方がある。軍事史研究家のD・ゴンボスルレン博士は、「可能性のあるあらゆる方法を考えて会議を成功させていたならば、一九三九年のハルハ河戦争は避けられていたであろう」と指摘する。<sup>(38)</sup>

しかし、国境問題をめぐる日ソの対立が両国の間で解決されない限り、モ・満の間で国境問題を解決することは不可能だったと推測される。当時日ソは、満ソ国境の興凱湖から図門江に至る東部国境線で国境紛争の事件多発に悩まされ、一九三五年六月から日ソ間で満ソの国境紛争をめぐる話し合いが進められていたが、日満側が国境紛争の原因は、国境線が不明確にあるとして国境線の画定を主張したのに対し、ソ連側はこれに反対したのでついに物別れに終わっていた。『戦史叢書』が「満州国と外蒙古との間の交渉とはいうものの、背後に日ソ両国があり、実質的には日本とソ連の交渉にはかならなかった」と論じている通り、当時モンゴルと満州国はそれぞれソ連と日本の強い政治的影響下に置かれていたことを念頭において考えれば、モ・満の交渉も最終的には日ソ交渉同様に決裂という同じ運命をた

どることが約束されていたといえよう。

日ソは、モ・満間の交渉に対して表面的には直接的関与を避け、ソ連は「モ・満国境問題はソ連に関係ない」ことを主張し、日本は「満州国の独立性」を尊重する意味で満・ソ・蒙の交渉に関与しない、と述べ、日ソ交渉に無関心を装っていたが、実際には、これと逆に、日ソは裏面では、モ・満間の交渉経過に大きな関心を寄せていた。

日滿政府はモンゴルに対し、国境紛争事件の解決を図るためモ・満交渉を提案したが、それにモンゴルが応じる姿勢を示したことは、ソ連の対モンゴル警戒心を強く刺激した。満州里駅でモンゴルと満州との間の交渉が開始する一週間前に、ソ連外務人民委員部第二極東部長コゾロフスキーは、満州里駐在ソ連領事スミルノフ宛にハルハ廟事件の善後処理をめぐるモ・満間の会合にモスクワの指導部は強い関心をもっているとの電報（五月二三日付）を送り、交渉についてのソ連政府の見解を次のように述べた。

同地区（ボイル湖北東部）における日本の挑発は具体的な目的に基づくものであり、それはたとえ、隣邦モンゴルの忍耐を試すこと、さらには国境線を攪乱させ、モンゴル人民共和国

内の日本にとって信頼出来る一部の人と何らかの形で関係を結ぶこと、つまりモンゴル政府と関係を築くことを企んでいることは明白である。<sup>(41)</sup>

ソ連は、モ・満間に正式の外交関係が樹立されることになれば、その結果として日本もモンゴルを承認することとなり、その結果、ソ連のモンゴルにおける政治的影響力が弱まることを危惧していたのである。

ゴゾロフスキーは、同じ電報の中でスミルノフ領事に対し、満州里会議のモンゴル側代表の行動を観察し、彼らとの会談に対する見解の真相を探り、会議の進展をなるべく早く外務人民委員部に報告するよう指示した。そして、モンゴル代表はハルハ廟事件の処理についてのみ交渉を行う権限をモンゴル政府から与えられているのであり、日満側が困境確定あるいは外交関係樹立に関する交渉を持ち出す場合、モンゴル代表は、このような提議を受け入れるべきではない、と強調していた。<sup>(42)</sup>

スターリンは、モンゴルに対して外交関係の樹立を強く求める満州国とそれを支持する日本の行動に何らかの野心があると疑っていたため、満州里会議の成功を一切望んで

いかなかったとみることが出来る。ソ連は、満州里会議を日本の対モンゴル政策の真相を打診するための窓口としか考えていなかったのである。

むしろ、ソ連の満州里会議における最大の関心は、モ・満会議を利用して日ソ双方の国境問題を調整する委員会を設け、極東における日ソ間の勢力範囲を決定しようという面にあったと思われる。実際、満州里会議は、後に詳しくみるように、ノモンハン事件停戦後に日ソ間で再開され、ソ連のモロトフ外務人民委員と東郷大使の交渉により、モンゴルと満州の国境線が一九三九年六月九日に決定されている。

さらにつけ加えるならば、満州里会議におけるソ連の目的は、不可避的と考えられる将来の日本との戦争に対処するため、できるだけ長期間平和を維持して、可能な限り多くの時を稼ぐことであった。一九三七年七月、ソ連のリトビノフ外務人民委員は、ソ連・モンゴル会談のためモスクワを訪れていたモンゴルのアマル首相を招いて開かれたレセプションで、「日本との交渉開始のすべを熟知している上、交渉を引き延ばし、いつまでも続けてくれる同志のため乾杯したい」と述べ、モ・満の交渉が長引くことは、ソ

連にとって有益であったことを表明していた。

ソ連は、満州里會議を引き延ばすことによって、日本に對してソ連の軍事的な準備を強化する上で、約二年間余の貴重な時を稼ぎ、對日防衛のための重要な戦略的地歩を築き上げたのだった。

日本の場合は、国境紛争処理の前提条件として外交代表の交換を強調したのは、モンゴルに日滿の外交機關を置くことによってモンゴルの門戸開放を促し、モンゴルにおけるソ連の影響力を弱体化させるためであった。

当時、モンゴル人民共和国は、日・滿・中に対抗する上で、ソ連との親善關係を強化していくことが得策と考えていたので、ソ連以外には硬く門戸を閉ざしていた。そのため、当時、関東軍のモンゴルに関する情報収集はほとんど不可能で、特務機關のモンゴル関連の情報もモンゴルのラジオや新聞などが伝える僅かな情報によるものしかなかった。

この意味で、関東軍は、モンゴル駐屯のソ連軍の動向をつかむためには、モ・滿交渉における国境紛争処理委員會設置問題を利用して、満州国の代表機關を何としてもウランバートルに置くことによって、對ソ情報収集の前線基地

をつくろうとしたのである。

実際、児島襄『滿州帝国』（一九七六年）によれば、一九三五年に満州国の領事館がソ連のチタで開設された際の満州国領事館の総領事は、久松一郎の名を名乗った松平定堯大佐であり、主事森滝市とは原田統吉少佐、平野二郎は蜷川道雄中尉であった。<sup>(44)</sup> こうした前例からみれば、満州国の代表機關がモンゴルに置かれた場合、特務機關員が外交官の名目で送られ、代表機關が関東軍の情報収集の窓として利用されることは大いに予想されることであった。これはモンゴルの最も嫌うところであった。

牛島康允は『ノモンハン全戦史』の中で、「満州代表の背後にある関東軍は、正式外交關係のない内蒙内に情報拠点としての常駐代表を求めた<sup>(45)</sup>」と述べ、関東軍には、国境を確定しようという意志はなかったと指摘する。北川四郎は『ノモンハン、元満州国外交官の証言』で、「満州里會議が失敗したのは、外蒙古側が頑迷であったということになっている。しかし、これはにわかには信ずることができない」と述べた上で、満州里會議が失敗した最大原因として、満州側の要求である代表部の設置問題を挙げ、次のように述べている。



会議では満側から紛争処理機関として地方委員を各二地区に、中央委員をウランバートルと新京に常駐させるという案が執拗に出されたと述べた。モンゴル側としては地方委員はともかく、中央委員を首都に置くことはとうてい受け入れられることではなかったろう。<sup>(46)</sup>

まさに満州国側が、モンゴルに対して交渉の議題であるハルハ廟事件の処理問題から逸れた外交関係の樹立といった最も複雑な問題の解決を要求し、その実現のために威嚇的な態度をとっていたことが、満州里会議の決裂をもたらす決定的な原因となったことは疑いの余地がないことであろう。

同時に日本もまた、モ・満間の外交関係樹立を促す一方で、ソ連と同様、満州里会議を機に、モンゴル人民共和国の影響が満州国西方のモンゴル人と内モンゴルのモンゴル人に波及し、満州においてモンゴル統一の運動が起ることを恐れていた。

例えば、一九三七年一月、関東軍参謀部が作成した「蒙古工作の過去の経緯及将来に於ける軍の方針」では、「西部内蒙古民族を日満側に依存せしめ且支那共產軍と「ソ」

連の勢力圏たる外蒙との聯結を阻止し満州国の治安を確保する」と謳われている。<sup>(48)</sup> 田中香苗は、「第二次満蒙会議に於ける外蒙の態度とソ連」の中で、「外蒙は……満州国内蒙古人との種族関係を利用して、日本とソ連の有事に際して有力な攻撃路をなしている」と論じ、満州国のモンゴル人は日本に敵対する勢力になり得るとい見解を示していた。このような、モンゴルの統一の動きに対する警戒心が、満州建国の功労者で、満州里会議の満州側出席代表凌陞(リンシン)の日本憲兵隊による逮捕、処刑を招いたのである。

従って、会議が失敗に終わった要因の一つは、満州里会議を利用してモンゴルの統一を企図するかもしれないという日ソのモンゴル人に対する不信感にあった、とみることもできるのではないか。

また、他方では、モンゴルのゲンドウン首相の場合も、交渉による紛争の平和的解決を望んでいたが、満州側の国交を樹立し、外交機関を常設しようとするような動きに対しては強い警戒心をもっていったことが交渉決裂の遠因となったと考えられる。この外交関係の樹立を求めている日滿への不信感については、ゲンドウンがモスクワ訪問に先

立ってスターリン宛に送った一九三五年一月一四日付の書簡の中で、明確に述べられている。ゲンドウンは、モンゴルと日滿の代表は国境問題をめぐって真っ向から対立しているから、モ・滿交渉が成功することは困難と考えていることを表明し、次のように述べている。

日本はモ・滿會議を機に、モンゴルと政治関係をもとうとしている。……彼らは我らと政治的關係をもとうとしているのは決して誠意によるものではなく、むしろモンゴルを侵略するための第一歩として考えているためである。満州国の全權代表のわが首都への駐在を容認すれば、彼らはその機關を通して我々に対して様々な要求を出してくるだけでなく、反革命的組織を設けてモンゴルの独立を奪おうと試みるであろう<sup>(50)</sup>

さらに、ゲンドウンの満州里會議に対する態度は積極的なものではなかった。その理由は、モ・滿間の国境問題は日ソの参加なしでモ・滿だけで解決できる問題ではないというのをよく認識していたからであろう。モンゴル政府が、會議が始まる当初から満州国に対して、ソ連をオブザーヴァーとして會議に参加させることを提案していたこ

とも、このためと思われる。ゲンドウンは上述のソ連政府宛の書簡の中で、「我々は正式には満州国と交渉を行っているが、本当は彼らとはなく、直接日本と交渉している」として満州国側のモンゴルに対する様々の要求は、日本の影響下の行動であるという見方を表明し、日ソが全面的に出でてきて話し合うことを促している。

スターリンは、一九三五年二月三〇日にソ連指導部との會談のためモスクワを訪問したゲンドウンに対して、「我々は貴官が満州里會議から回訓のためウランバートルに戻っていたモンゴル側出席代表サンボーに対してこの會談は我々の問題ではなくて、ソ連と日本の間の問題であり、従って、われわれではなく、彼らの間で話し合うべきである<sup>(51)</sup>」と話したということを耳にしているとして厳しい批判を浴びせている。

満州里會議のモンゴル側の出席代表サンブーは、一九三五年七月七日に、ゲンドウン首相宛に送った報告書の中で、「満州里で會議を続けても結果が出る見通しがなく、我々がここにいることは関東軍にとって新たに問題を引き起こし、我々に対して様々の要求を突きつけるよい機会になっている<sup>(52)</sup>」として、国境における日本の挑発を抑止するため

には、本国政府に回訓を求めるという名目でここから引き上げ帰国した方がよいのではないかと提案していた。彼は、日ソの間で問題が根本的に解決されて初めて、モ・満間の国境問題を解決できると考えていたのである。

こうしてみると、日ソの関与が交渉決裂の直接的原因であったが、強いて言えばモンゴルの日滿に対する不信任感、さらには満州里会議を日ソの問題として捉えていた消極的態度が満州里会議決裂の一つの間接的要因であったといえるよう。

しかし、モンゴルの指導部が、当時のソ連の監視と強い圧力にあいながらも、二年間にわたって交渉を持続させたのは、モ・満間で国境問題を解決できると、期待していたからではなく、むしろ日本とソ連が戦争になった場合に、モンゴルがこれに巻き込まれることの不安を持っていたからである。従って、満州国と交渉を持ちつづけることによって、日ソの衝突からモンゴルを遠ざけようとしたのである。ゲンドウンは、我々は国境紛争の平和的解決を希望していたため「満州里駅で会議を開くことに応じたのだ。……交渉における我々の目的は戦争を抑止することにある」と主張していた。<sup>(53)</sup>

日ソ関係は、この満州里会議の決裂によって対立化の度合いを一段と深め、日ソ間の戦争の危機が現実のものとなり、やがて両国はノモンハン事件に突入していった。

##### 五 おわりに

モ・満両国は、満州里会議を舞台に国境確定問題、両国間の外交関係樹立問題などをめぐって激しく対立していた。この時期の極東状態に決定的な役割を演じていた日ソは、国境問題で互いに譲歩する考えをまったく持っておらず、そのことが交渉決裂の重大な要因となり、結局、国境紛争を平和的な方法で解決する目的で開催された満州里会議は、不成功のまま幕を下ろさなければならなかった。

しかし、この会議は何の結果も出さことなく終わったわけではない。モ・満両国が日ソより一足先に国境紛争をめぐる会議の開催に成功し、三年間にわたって交渉を続けたことは、日ソ衝突の牽制という点で重要な役割を果たしていた。事実、交渉期間中、日ソ間に大きな衝突事件は起こっておらず、交渉が完全に決裂した後の一九三八年七月に満ソ国境の張鼓峰で日ソ軍の衝突が発生し、ソ連はモンゴルに接するザバイカル軍管区を新設し、日本に対する対

立姿勢を強めていった。

満州里會議のモンゴルにとつての意義は、モンゴルの国際的地位を高め、国境線に関するモンゴルの正式な立場を日ソに示したことにあった。日本は、初めてモンゴルを重要な政治問題が協議出来る交渉相手として承認し、モンゴルに対してモ・満の国交樹立を提案している。そのことは、後の日ソ中立条約締結において、モンゴルの自立性を日本が認める契機となったとみることが出来る。

またこの會議の日ソ関係にとつての意義は、日ソと滿蒙の国境確定（実際は日ソ勢力範囲の確定）が行われない限り、日本とソ連の関係改善は殆ど不可能に近いということ、日ソがはっきりと認識したことにあると考える。事実、国境問題がノモンハン戦、ついでモロトフ・東郷による停戦協定、国境確定會議を経てようやく解決されたことは日ソ間の関係改善を促した。その意味では、満州里會議は国境紛争の平和的解決への道を開き、延いては日ソ中立条約の成立にも寄与したといえる。

- (1) 善隣協会編纂『蒙古大観』、改造社、一九三八年、中村敏『滿ソ国境紛争史』、改造社、一九三九年、満州国史

編纂刊行會編『満州国史 各論』、滿蒙同胞援護會、一九七一年、平井友義「ソ連の動向（一九三三年～一九三九）」、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』四、朝日新聞社、一九六三年に収録。北川四郎『ノモンハン、元満州国外交官の証言』、徳間書店、一九七九年。牛島康允『蒙古五〇年の夢』、自然と科学社、一九九〇年。

(2) Д. Гомбосүрэн, “Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улс, Манж-Го Улсын хоорондын хилийн хэлэлцээ”, *Халх гол: түүхэн үнций эрдэд*, БХЯ-н пергийн түүхийн хуралтан, УБ, 1993. Д. Чинхэслэнは、モンゴル側のアルヒーフ資料をもとに、満州里會議の経過を追及し、會議決裂の背景に日ソの関与があったことを述べている。しかし、本研究は、日ソが国境問題を話し合いという非武力的手段で解決することを望んでいなかったことを示唆しているものの、それでは日ソが満州里會議に一体何を期待していたのか、會議の歴史の意味は何か、であったのか、會議に臨んだモンゴルの思惑どこにあったのか、などについての検討を欠いている。

(3) *Монгол ардын армийн 50 жилийн МАН-ийн Улс Төрийн Газар*, УБ, 1971, х.108

- (4) 東亜問題研究会『蒙古要覽』、三省堂、一九三八年、一九五頁

- (5) ホロンバイルの南端、モンゴル国との境界にある。長  
 約五〇キロ、幅三〇キロ、魚が豊富な透明度が高い湖。
- (6) МИД. *Внешняя политика СССР*, том 4, М., 1946, с.  
 557
- (7) там же, с.7
- (8) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 関東軍一』朝  
 雲新聞社、一九六九年、三二〇頁
- (9) *Известия*, 29 января, 1935
- (10) 外務省文書館「議〇A—1」議会議書、一三三頁
- (11) Баглан хамгаалах яамний төв архив, ф.1, т.3, хн.  
 273, х.19
- (12) мөн адил, ф.1, т.3 хн.273, х.19
- (13) мөн гэнд, х.19
- (14) Монголын Гадаад харилцааны яамны архив,  
 Хилийн түүхийн фонд №118, д.32
- (15) АВП РФ, ф. Референтура по Монголии, оп.18,  
 пап.158, д.5, с.54
- (16) *Известия*, 8 июля, 1935, *Документы Внешней по-  
 литики СССР*, том 18, с.462-464, с.648
- (17) 外務省編『日「ン」交渉史』複製、嶺南堂商店複製、  
 一九六九年、三四一頁
- (18) *Документы Внешней политики СССР*, том 18, с.
- 444
- (19) 外務省文書館「議〇A—17」議会議書、一三二頁
- (20) Баглан хамгаалах яамний төв архив, ф.1, д.3, хн.  
 280, *Документы Внешней политики СССР*, том 18, с.  
 462-464, с.649-650
- (21) 前掲『日「ン」交渉史』三四〇頁
- (22) мөн адил, *Халх гол: түүхэн үлэний эрээд*, х.23
- (23) 前掲『日「ン」交渉史』三四一頁
- (24) Баглан хамгаалах яамний төв архив, ф.1, д.1, хн.  
 281
- (25) *Документы Внешней политики СССР*, том 18, с.  
 650
- (26) 前掲『日「ン」交渉史』三四一頁
- (27) 『凌陞と連通謀事犯の概要と軍法會議の判決』國民資  
 料編纂所、一九三六年、四一頁
- (28) Монголын Гадаад харилцааны яамны архив,  
 Хилийн түүхийн фонд, №118, д.32, х.87, х.102-105, 補  
 掲『滿と國境紛争史』一九三七年、一七十七頁
- (29) 前掲『日「ン」交渉史』三四五頁
- (30) АВП РФ, ф. Референтура по Монголии, оп.18, п.  
 158, д.6, л.36
- (31) 前掲『蒙古大觀』一三三三頁

(32) МАХН-ын төв архив, ф.4, л.6, хн.48<sup>6</sup> 会談が始まって間もない六月一日からウルジン將軍が病気にかかったため、会談は約一ヶ月半以上も長期中断され、七月二六日になってようやく再開された。

(33) АВП РФ, ф. Референтура по Монголии, оп.18, л. 158, д.7, л.54

(34) 第二、三項目の要旨は、次のようなものであった。

第二項目、国境紛争が生じた場合、両国政府は満州里とタムスクスム常駐のそれぞれの国境代表員および当局者に対して紛争について通達すべし。両国政府の国境代表員が、当該国境紛争を処理する上で、現地調査及び紛争処理を行う必要があると認めた場合、本国境代表員および当局者は紛争発生地域に自由に立ち入る権限を有する。

第三項目、両国の常駐代表が、発生した国境紛争を処理できない場合、両国の常駐代表と政府関係者からなる紛争処理混合委員会に国境紛争の解決を委ねる。本委員会は、満州里とタムスクスムにおいて、交替で開催される。

(МАХН-ын төв архив, ф.4, л.6, хн.48)

(35) Там же, оп.18, л.158, д.1, л.147

(36) ソ連内務人民委員代理(内務次官)フリノフスキーは、一九三七年八月二八日、モンゴルの内務大臣チョイバルサンにモンゴルにおける日本のスパイ組織の活動メンバーと

目される一―五名のブラックリストを手渡した。その中には、満州里会議のモンゴル側出席代表サンブーをはじめ他のメンバーの名前が含まれていた。同九月一〇日、モンゴルで大粛清が始まった。満州里会議のモンゴル側代表は、

急遽満州里からの引き揚げを命じられ、一〇日の夜、内務省によって、同会議のモンゴル側代表サンブー、ダンバー、ドクソム、ルトオチル、ヤダムスレンらが逮捕されている。これにより、交渉は挫折に終わったのである。サンブーは、一九三七年一〇月に日本のスパイ容疑で処刑されているが、一〇月二一日、最高裁判所第三九回会議において、サンブーに対して下された判決には、「首相第二代理ゴンチギーン・サンブーは、……自らの地位および任務を利用して国家および軍の重要な機密を帝国主義的な某国の代表者(満州里会議における日満州側代表)に漏らし、……日満軍のモンゴル領土内への侵入を企て、彼らと密談をおこなって……」いた、という罪状が挙げられていた。Улаан

Ог, 1990 он 1 сар, №2

(37) 前掲『蒙古大観』一三三三頁

(38) Мөн адил, *Монгол Улсын эвэсэт хүчиний байгуулалтын түүх 1925-1955*, Док. Диссер., х.62, *Сөмбө, 1999 он 5 сар, № 20*, Гомбосүрэн, Д., *Маршал Х. Чой-балсан*, УБ, 2003, х.63

- (39) 前掲『戦史叢書 関東軍I』、二二二頁
- (40) 前掲『日ソ交渉史』、三三四頁
- (41) Монголын Галаад харилцааны яамны архив, Хилийн түүхийн фонд, №118, д.32
- (42) мөн гэнд, №118, д.32
- (43) РГАСПИ, ф.89, оп.63, д.24
- (44) 児島襄『満州帝国』第三巻『文藝春秋』一九七六年、一三〇頁
- (45) 牛島康允『ノモンハン全戦史』、自然と科学社、一九八八年、二二三頁
- (46) 前掲『ノモンハン、元満州国外交官の証言』、二二七頁
- (47) 西部内蒙古という表現は、関東軍独特の用法で、いわゆる内モンゴルの東部地域が一九三二年の満州国樹立に伴って特殊行政区域として満州国に編入され、この区域に満州国の「興安省」が設置されたために、それと区別して西部地域を呼ぶ言い方である。
- (48) 『現代史資料 日中戦争I』、第八巻、みすず書房、一九六四年、六一二頁
- (49) 『第一次満蒙会議に於ける外蒙の態度とソ連』、『月刊ロソフ』一九三七年四月号、一二二頁
- (50) РГАСПИ, ф.89, п.63, д.16
- (51) там же, ф.89, п.63, д.16
- (52) Батлан хамгаалах яамний төв архив, ф.1, д.1, хн. 281
- (53) там же, ф.89, п.63, д.16  
(一橋大学大学院社会学研究科外国人客員研究員)